

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	学校給食事業(物価高騰対応/中学校分)	①市立中学校において、物価高騰の影響を受けながらも質・量を確保した給食提供を継続し、給食費を値上げすることなく子育て世帯の経済的負担軽減を図る。 ②高騰した給食補材料費(教職員分は除く)に要する経費 ③令和8年度当初予算一般財源の物価高騰対応分 66,000千円÷6,831人(一般財源の適応を受ける中学生等の人数)≒9,700円/人 9,700円/人×2,474人(中学生等の人数)≒23,997,800円→24,000,000円 ④市立中学校に通う生徒の保護者	R8.4	R9.3
2	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	一般乗用旅客運送事業者支援事業(物価高騰対応)	①2次交通が脆弱な夜間時間帯などに定期的にタクシー車両を配置する経費を支援し、物価高騰等の影響を受け、資金繰りが厳しいタクシー事業者の経営支援を行う。 ②タクシー車両借りに要する経費 ③タクシー借りに経費 5,700円×4h×3台×120日=8,208千円(夜間) " 5,700円×5h×1台×200日=5,700千円(日中) 事務費(受付、周知等)2,092千円 ④一般乗用旅客運送事業者	R8.6	R9.3
3	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	放課後児童クラブ支援(おやつ代価格高騰分)	①児童クラブにおいて、物価高騰の影響を受けながらも質・量を確保したおやつを提供を継続し、保護者から徴収するおやつ代実費負担分を値上げすることなく、子育て世帯の経済的負担軽減を図る。 ②おやつ代の物価高騰分に対する児童クラブ運営事業所への補助に要する経費 ③(おやつ代実費負担分) @1,500円/月×食糧費上昇率106.8%×平均上昇率116.0%≒1,858円 (差額)1,858円-1,500円=358円 (児童1人あたり年額)358円×12月=4,296円 4,296円×1,560人=6,701,760円≒6,702千円 6,702千円×1/2=3,351千円 (1/2は滋賀県放課後児童クラブ物価高騰対策事業費補助金) ④児童クラブ運営事業所	R8.4	R9.3
4	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立保育園給食材料費等支援金	①給食材料費の価格高騰を受け、滋賀県保育所等食料品価格高騰対策事業に基づき、事業者に対し支援を行うことにより、保護者の負担を増やすことなく質・量ともに安定した給食を提供する。 ②保護者より徴収する給食費のうち物価高騰に相応する経費 ③認可園1,594円× ④保育園等運営事業者	R8.4	R9.3
5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	公立保育園給食事業(物価高騰対応)	①給食材料費の価格高騰を受け、滋賀県保育所等食料品価格高騰対策事業に基づき、事業者に対し支援を行うことにより、保護者の負担を増やすことなく質・量ともに安定した給食を提供する。 ②保護者より徴収する給食費のうち物価高騰に相応する経費 ③認可園1,594円× ④保育園等運営事業者	R8.4	R9.3
6	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金の減免(物価高騰対応)	①物価高騰の影響を受けている市民や事業者に対し、水道基本料金の減免を行うことで経済的負担軽減を図る。 ②一般家庭等の水道基本料金 ③水道基本料金1調定(2ヶ月)分 約36,000件×基本料金(13mm2,868円~100mm173,470円) ≒133,100千円 ④水道利用者(公共施設を除く)	R8.6	R8.6
7	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対策リフォーム補助金	①原材料価格高騰の影響を受けている市内建設事業者の受注拡大を図り、地域経済の活性化につなげるため、リフォームを行う市民に対しその経費を支援する。 ②補助金 ③ 一般分 @100千円×350件=35,000千円 空家分 @500千円×2件=1,000千円 事務費 260千円(需用費、役務費) ④市民	R8.4	R9.3